

# 1925年タイ民商法典における日本民法継受の態様<sup>1)</sup>

A Contribution toward Discussion on the Reception of Japanese Civil Code  
in the Civil and Commercial Code of Thailand, Book I and II (1925)

田村志緒理

タマサート大学法学部

## 1. 先行研究の成果と本考察の課題

日本民法とタイ民商法典の成立史には、奇妙な共通点が見られる。1923年11月11日に一旦公布された旧民商法典第一編・第二編は、2年後の1925年11月11日、現行タイ民商法典第一編・第二編の公布により置き換えられ、形式上は一度も施行されることなく、廃止された。そしてこの1925年新民商法典には、ドイツ民法と並び、日本民法からも数多くの条文が採用され、本格的な「日本民法の継受」を語ることのできる稀有な例となった。しかもそれが英語文献のみに頼り、日本人の直接的な関与なく遂行された点も、特筆に値しよう。こうした点は、我々にとって既に周知の事実であるが、ではどのような動機から日本民法の継受が決定され、そして具体的に日本民法のどの部分が継受されたのだろうか。また、旧法典やドイツ民法、スイス民法・債務法、フランス民法などの主要なモデル法典の中であって、日本民法は一体、どの程度の比重を占めるものだったのか。「日本民法継受」の実態を知る上で重要なこうした論点の解明は、しかしながら、日本人が関与しなかったことが災いして、公布後85年余りを経る今日に至るまで、我々日本人には周知されていない。本考察の目的は、先行研究の貴重な成果を踏まえつつ、これらの論点の解明を試み、タイ民商法典に関する比較法的研究のいっそうの進展に資することにある。

私見によれば、従来こうした解明作業を阻んできた最大の障害は、1923年旧民商法典にある。事実、この旧法典は新法典、特にその第一編で重要な地位を占めつつも、その具体的内容が我々外国人研究者には十分に明らかにされて来なかったため、日本人研究者にとって、新法典における日本法継受の態様を正確に判定することが極めて困難だったのである。そこで本考察を計画するに当たっては、予め考察対象それ自体を揃えることに努力した。つまり、旧民商法典第一編・第二編を改めて判読し、1925年法典のタイ語原文と厳密に比較しつつ邦訳することを試み、また、新法典（現行法）についても、1925年当時の条文に立ち帰り、現行条文との差異に配慮しつつ邦訳し直した。なお、訳語および文体の選定に際しては、ドイツ民法、スイス法などのドイツ語系の法典に限定してではあるが、それらの原文に遡って検討し、日本民法の用語法とも対照しつつ、その正確さに努めた。

実際の検討作業は、上述の翻訳資料を用いつつ、1990年にプレイヤー・マーナワラーチャセーウィー生誕百年を祝して公開された「参照条文一覧表」<sup>1)</sup>を叩き台とし、且つそれを修正・補完し

<sup>1)</sup> 本稿は本来、アジア法学会紀要『アジア法研究』2011（第5号）に掲載されたものである。その後、日付に関連した記述に誤りのあることが判明したが、それを訂正する機会がないため、当時の原稿に修正を施したものをここで公表することとした。誤記の原因については、[文末注30](#)を参照されたい。（著者・2023年11月20日）

ながら、一条毎に決定的と思われるモデル条文を判定していく、という形で遂行した。現行タイ民商法典の全体的構成は、ドイツ民法の方式に従っている。このため、ドイツ民法の影響が圧倒的なような印象を受けがちではあるが、上記の作業の結果、第一編・第二編に対象を絞る限り、日本民法もそれと互角か、むしろそれ以上に重要な役割を果たしていることが判明した。とりわけ日本民法中、いわゆる「ボアソナードの遺産」に属する条文が相当数採用されている点は、予想外の事実であった。こうした法典構成は、一体どのような経緯によって成立するに至ったのだろうか。本考察ではまず、先行研究の成果を確認した上で、タイ民商法典編纂史を再検討することから論を起し、1925年法典編纂の基本方針を解明したい。続いてそれを上記翻訳資料による比較考察によって検証し、本考察の目的である㊦日本民法継受の動機、㊧その範囲、並びに㊨日本民法の位置づけ等、日本民法継受の態様に関する主要な論点を確認する。

まず、本考察の目的に密接に関連する主要な先行研究の成果を確認しておきたい。取り上げるのは、時系列にしたがって以下の諸論文である：

- (1) 平良「タイ・日本民商法比較」慶応義塾大学法学部法学研究会・法学研究58巻7号（1985年）124-106頁。以下、本稿では先行研究(1)平「比較」と略称する。
- (2) 飯田順三「タイ国における西洋近代法継受に関する基礎的研究」日本法社会学会・法社会学42号（『裁判の法社会学(1)』）1990年、106-109頁。以下、本稿では先行研究(2)飯田「基礎的研究」と略称する。
- (3) 五十川直行「タイ民商法典に及ぼした日本民法典の影響 — 比較アジア民事法研究への展望」比較法学会・比較法研究57巻（1995年）123-127頁。
- (4) 五十川直行「タイ民商法典の比較法的考察〈序説〉(1)」九州大学法政学会・法政研究62巻3-4合併号（1996年3月）320-352頁。
- (5) 飯田順三「タイ民商法典成立小史(1)～(6)」ジュリスト1141号（1998年9月15日）168頁、1149号（1999年2月1日）6頁、1154号（1999年4月45日）5頁、1160号（1999年7月15日）5頁、1165号（1999年10月15日）5頁、1177号（2000年5月1-15日）168頁。
- (6) 西澤希久男「タイ民商法典編纂史序説」名古屋大学・法政論集177号（1999年3月）238-272頁。以下、本稿では先行研究(6)西澤「序説」と略称する。

(1)平論文は、本考察でも詳しく取り上げる「参照条文一覧表」の存在をいち早く紹介した論文であって、タイ民商法典英訳版に基づき、第一編から第四編の各条文に関して、現に参照された、あるいは参照されたと推測される日本法の条文数のみを抽出したものである。しかしながら、この時点ではタイ民商法典の成立事情が未だ正確には認識されていなかったのであろう、1923年旧法典と1925年以後に公布された現行法典との区別はされていない。ところで論者の解説によると、入手したその「著者名も発行年数も分からないタイプ版の資料」には第五編族法と第六編相続法は含まれていないという（先行研究(1)平「比較」124頁）。したがってこの「一覧表」は、本

考察で詳しく紹介するプレーヤー・マーナワラーチャセーウィー侯爵自身がその作成に関わった原本のコピーと思われる。これに対して本考察で使用したリプリント版には、これら両編も含まれる。

1990年代になると、19世紀後半以降の近代化における日タイ両国の並行関係が明確に認識されるに至り、不平等条約改正の必要から、タイにおいても近代法制の整備、なかんずく西洋法の継受が進められたことが、(2)飯田論文、(3)ならびに(4)五十川両論文によって詳細に紹介されるに至った。近代化の当初においては、タイ法制はイギリス法の強い影響下にあったが、20世紀に入るやフランス人法律顧問団によるフランス法の急速な導入が進められ、民事法領域においては1923年11月11日に民商法典第一編・第二編の公布を見たが、1925年11月11日公布の新民商法典第一編・第二編によって置き換えられる。この新法典において日本法が大いに参照され、ドイツ法制への急速な接近が見られた。このように、日本における旧民法から改正民法への転換と類似の事態が、タイの民商法編纂過程にも見出されることを、これら先駆的な研究が明らかにし、その転換点において日本法が大きな役割を果たしたことが指摘された。

近代法制整備の第二段階であるフランス法の受容は、1904年のタイ仏条約によってカンボジア領をめぐる両国間の軍事的緊張が解消された後のことであった。フランス政府から立法顧問団が派遣され、不平等条約改正の条件である近代法典の整備が本格的に開始された。この時から1923年民商法典公布までに至る、フランス人顧問団による民商法典編纂過程を、そのメモランダムや意見書などに基づいて詳細に解説したのが、一連の(5)飯田論文である。なかんずく、フランス人顧問団が「タイ伝統法」の調査研究を如何に重視し、伝統法と西洋近代法との統合に如何に腐心したかというところに、論者の最も注目した点があると言えよう。また、この目標の困難さこそがその立法事業を未完のまま終わらせることになった不運さを暗示させる研究になっている。

上記(5)飯田論文と時期を同じくして、1923年旧民商法の施行延期と1925年新法典への移行の理由を、別の角度から解明を試みたのが、(6)西澤論文である。フランス人顧問団は、1908年以来民商法典の編纂作業に従事したが、1916年に編纂委員会の大きな改組を経験し、更に1919年から第一編・第二編公布に至る1923年までの間に、法典の基本構成が大きく変更されるに至る。しかし、この間の事情を伝える資料はあまり残されていない。加えて、公布された二編の施行も延期され、結局は新法典によって置き換えられるが、その理由もまた定かでない。そこで論者が着目するのは、イギリス政府からタイ政府にかけられた外交的圧力である。通商面ではフランスよりは遥かに大きな利害関係を有していたイギリスは、当初よりフランス人主導の立法事業に批判的であって、1923年の民商法第一編・第二編公布に際しては、それがイギリス側に何の事前通告もなく行われたことに、強い反発を表した。事実、1928-[1929]年に公布された新民商法典第三編では、イギリス政府の見解の多くを取り入れた形となっているという（先行研究(6)西澤「序説」267頁）。ただし論者は、新民商法典で日本民法がモデルとされた点に関して、列強からの「何らかの抗議に対する抗弁として利用」することがその目的であって「日本民法典それ自身に対する高い評価

があって、モデル法とされた訳ではなかった」であろうという、消極的な評価を表明している（先行研究(6)西澤「序説」269頁）。この点において本考察は、論者の評価とは異なる結論に達しているが、その理由は本考察の叙述により自ずと明らかにされよう。

## 2. 旧法典公布と新法典への移行の背景

### (1) タイにおける代表的著作と通説的理解

以上のような先行研究の成果により、日本民法が現行タイ民商法典の成立に大きな役割を果たしていたことが「歴史的事実」として確認されたと断言できよう。したがって、これら先行研究の成果に続くべき次なる課題は、どのような形で日本民法がタイ民商法典に継受されたかを、個別具体的に検証していく作業である。特に注目したいのは、現行法典第一編から第三編までの「先駆け」となった1923年旧法典およびドイツ民法典など他の重要な立法法源と比べて、日本民法はどのように位置づけられるか、という点である。

そしてその際、次の疑問点も同時に解明を試みてみたい。それは、先行研究（特に(2)飯田「基礎的研究」および(6)西澤「序説」）でも詳論されている通り、1923年旧法典の公布後のわずか2年後に、日本法を主なモデルとした新法典の公布に至った、その唐突さである。1923年旧法典はなぜ新法典によって置き換えられなければならなかったのか、そしてこの新法典編纂の基本方針として、日本民法を主なモデルとすることが採用されたその理由は何だったのか。こうした疑問点を改めて問い直した上で、日本民法の果たした役割を再評価してみたいと考えるが、当時、民商法典編纂事業は、国家機密扱いとされたらしく、この間の詳しい経緯を伝える公文書がどうも存在しないらしい。それと言うのも、現在タイ本国で比較的広く読まれているタイ人研究者の代表的な出版物にも、それらしい公的史料への言及が見られないからである。その代表的著作とは以下の3つである：

- (1) チャーンチャイ・サウエンサク著『タイ法制改革におけるフランスの影響』（1996年）。以下では、チャーンチャイ『フランスの影響』と略称。<sup>2</sup>
- (2) サウエン・ブンチャルムウィパート著『タイ法制史』（初版1999年、改訂版2008年）。以下では、サウエン『法制史』と略称。<sup>3</sup>
- (3) ルネ・ギヨン著；スラポン・トゥライウエート編・訳『サヤーム王国における法典編纂（1919）』（2007年）の訳者による解説。<sup>4</sup>

ところで当事者であるタイ本国の法曹界は、旧法典公布から新法典公布・施行へと至る過程をどのように理解し、上記疑問点をどのように説明しているのだろうか。ここで[そこで、]一旦視点を変えて、まずはタイ人研究者の発言に傾注してみたい。民商法典成立史に関する代表的な著作物のうち、最も信頼に値すると思われるのは、チャーンチャイ・サウエンサク著『タイ法制改革におけるフランスの影響』であろう。なぜなら、著者はタイ国務院において法案起草常任委員の職責<sup>5</sup>にある人物であり、この国務院こそ法典編纂事業の舞台となり、その史料を現

在まで保管している機関だからである。つまり著者は、そうした史料を自由に閲覧できる立場にある。そこで以下では、基本的にはこの著作の叙述に従いながら、旧法典から新法典への移行の、いわば「舞台裏」を垣間見てみよう。

## (2) プラヤー・マーナワラーチャセーウィー侯爵

端的に結論から述べれば、日本民法に範をとった新法典の編纂を提案したのは、欽賜名プラヤー・マーナワラーチャセーウィー侯爵、実名プロット・ウィチャイ・ナ・ソクラーという、当時なお30代前半の若いタイ人法律家であったというのである（以下では「マーン侯爵」と略称）。

6

しかしながら、マーン侯爵はほぼ一貫して「黒子」としての役割に徹していて、その言動を詳しく伝える公文書はなく、タイ国務院チャーンチャイ委員がその論述の典拠としているのも、マーン侯爵を対象にして実施された聞き取り調査の記録である。この調査には二種ある。第一の調査は1980年9月12日、12月10日、翌81年6月10日の三回にわたり、タマサート大学法学部の教授陣によって実施されたものである（以下では『聴取録』と略称）。<sup>7</sup> 他方の調査は1981年10月30日に、タイ国務院事務局が開局48周年記念として実施したインタビューである（以下では『回顧録』と略称）。<sup>8</sup>



【写真1】 プラヤー・マー  
ナワラーチャセーウィー侯爵

前者は合わせて6時間に及ぶ詳細な聞き取り調査であったが、その記録は結局出版されることなく、タイプ印刷の小冊子としてタマサート大学の図書館に保管されるに留まっている。後者は短時間の簡単なインタビューであるが、前者では触れられない叙述も含むため、やはり欠かせない資料である。

では、このマーン侯爵は、どのような経緯でタイにおける日本民法継受を担うに至ったのか。マーン侯爵の名が公式に言及されるのは、1923年10月27日のことであった。それは1923年法典公布のわずか2週間前のことだが、1908年より民商法典の起草作業に携わってきた法典編纂委員会が、この日、国王ラーマ六世の勅令によって司法省直属の法律起草局に昇格され、改めて7名の起草委員が任命された。この時、弱冠32歳のマーン侯爵がタイ人委員4名中の一人に抜擢されたのである。他にフランス人委員3名が任命され、当時フランス人法律家たちのリーダー的存在であったルネ・ギヨンが委員会顧問を務めることになった（チャーンチャイ『フランスの影響』60頁）。ところで、この起草委員への起用に先立って、マーン侯爵は1919年から法典編纂委員会付き専属書記官としてまず勤務し、1920年からは法典翻訳委員として英語原文をタイ語に翻訳する任務を負っていた。だがこの頃から、単なる翻訳作業をはるかに超えて、起草作業それ自体の実質的な主導権をマーン侯爵が掌握するようになっていたと思われる。このような推理の根拠は次の点にある。当時の法典編纂委員会は、法典自体の起草に加えて、条文毎に典型的な適用事

例を挙げて運用法を解説した手引書も作成した。この『1923年民商法典逐条解説』の序文をマーン侯爵が執筆している。つまり、侯爵が起草委員会を代表しているのである。この解説書の発行時期については疑義があるが<sup>9</sup>、いずれにせよ1923年10月27日に侯爵を起草委員に任命したのは、そうした起草作業の実態を追認したに過ぎず、同時にそれは、論を多少先取りして述べれば、来たるべき新法典公布への布石であったと解釈することができよう。

ところで、マーン侯爵が初めて民商法典編纂事業に関わったのは、更に10年の歳月を遡る1909年のことであった。その前年の1908年に設置された司法省法典編纂委員会に、英語通訳養成課程を修了したばかりの18歳のプロット・ウィチャイ青年が、法典編纂委員会付きの常勤英語通訳として配属され、その職業人生を歩み始めたのである。当時のプロット・ウィチャイ青年は、フランス人編纂委員が起草した英語の草案をタイプライターで清書し、それを法典の編纂計画に従って第一編から第三編まで編別にファイリングし、また「レフェレンス」も自ら作成したという。これは、委員会の審議で参照された外国法条文の一覧表のことである（『聴取録』38,39頁、『回顧録』2頁）。



【写真2】ラピー親王

このフランス人法律家たちの審議には、当時の司法大臣コロムルワンラーチャブリーディレーク親王（通称、ラピー親王）がしばしば参加していた（『聴取録』38頁）。親王は、自らイギリスに留学して法律を学び、帰国後は初代司法大臣を努めて司法省付属法律学校を設立し、自らも教鞭に立つなど、タイにおける近代法制の整備に大いに貢献した人物として知られる。<sup>10</sup> 親王は、法典編纂委員会の審議を参観するうちに、プロット・ウィチャイ青年の勤勉さと有能さに眼を止め、親王個人の秘書としての仕事も託すようになった。あ

る日、親王がプロット・ウィチャイ青年の勤務ぶりを褒めて俸給増額を伝えると、青年はそれを固辞して跪き、「それよりも暇乞いをお許しいただきたい」と願い出た。親王がその理由を質すと、暇乞いをして本格的に法律の勉強を始めたいと青年は言う。そこで親王は、青年を国際裁判所付き英語通訳に転属させた上で、勤務の傍ら司法省付属法律学校に通うことを許可し、その希望を叶えた（『聴取録』3頁、『回顧録』3頁）。

こうしてプロット・ウィチャイ青年は一旦、民商法典編纂事業から離れることとなったが、わずか1年でタイ法曹資格を取得し、1910年に弱冠二十歳で国際裁判所判事に任命される。すると今度は司法省奨学金に応募して選抜され、イギリス留学が決まった（『回顧録』3頁）。1912年、イギリスへの出立に目前に控えたプロット・ウィチャイ青年がラピー親王に謁見すると、親王はドイツ民法への強い関心を示してプロット・ウィチャイ青年に対して次のような提案を行ったという。つまり、イギリス法曹資格の取得後、引き続きドイツへ留学して、帰国後は民法の編纂に携わるか、それともイギリス留学終了後直ちに帰国して検察官長官を務めるか、どちらかの道が良いかと尋ねたという。青年は前者の道を選んだようだが、現実には第一次世界大戦勃発のため

にドイツ留学は実現せず、イギリスから直接帰国することになる。ともあれ、この時のラピー親王の指示が理由で、プロット・ウィチャイ青年はイギリス留学中にドイツ民法の学習と資料の収集にも尽力することとなる（『聴取録』3頁）。

以上の逸話に加え、更に興味深い事実が語られる。おそらく同じ謁見の際であろう、プロット・ウィチャイ青年は、法典編纂委員会の起草した民商法典草案三編をイギリスに携帯する許諾をラピー親王に乞うたという。それは、青年がかつて法典編纂委員会付き常勤英語通訳を務めていた頃、自らタイプで清書し、編別に編集して製本したあの草案三編である。<sup>11</sup> 親王はそれを許すと同時に、イギリス留学時代に知り合った自らの友人を訪ねるよう、プロット・ウィチャイ青年に委託した。フランス人たちが起草した草案三編をその友人に見せ、その評価を聞くことを意図したらしい。その友人の名は、「ジョン・サイモン卿」<sup>12</sup> といった（『聴取録』40,41頁、『回顧録』3頁、チャーンチャイ『フランスの影響』62頁）。この人物についてマーン侯爵は、「高貴な生まれでこそなかったが、奨学金を得てオックスフォード大学へ進学してラピー親王と知り合い [中略] 後に出世して衆議院議員になった上、内務、外務、大蔵など、様々な閣僚職を務めた」人物と語っている。当時の閣僚経験者となれば、該当する人物の範囲は一挙に狭まる。おそらく、プロット・ウィチャイ青年がイギリスに赴いた1912年当時、自由党のアスキス首相<sup>13</sup> の下で法務次官<sup>14</sup> を努めた「ジョン・アレスブルック・サイモン」<sup>15</sup> のことと推測される。このサイモン卿が、大学時代の友人であるラピー親王の希望を容れて、プロット・ウィチャイ青年の身元引受人となり、青年のインナー・テンプル法曹院<sup>16</sup> への入学が実現するよう、口添えをしたようである。<sup>17</sup>

### （3） サイモン卿およびフレイザー卿の助言と忠告

イギリスに到着後、ラピー親王の指示に従ってサイモン卿を訪問したプロット・ウィチャイ青年は、故国から携えてきた民商法典草案三編を示して、専門的なアドバイスを乞うた。イギリスは条約改正交渉の重要な相手国であるから、英国政府関係者の眼にその草案がどのように映るかは、極めて重大な参考意見となるとラピー親王は考えたのだろう。そして草案の全体に目を通すと、サイモン卿は次のように評したという。つまり、「これを起草した人物は、独自の構想にしたがってオリジナルな体系を築こうとしているらしい。実際、最善の努力を尽しているようだが、目標の実現に



【写真3】 ジョン・サイモン卿

必要な能力を残念ながら持ち合わせないようだ」と。そして、独自の法典を目指すよりも既存の法典をモデルにした方が条約改正交渉には戦略上はるかに有利であると助言して、「たとえば日本民法をモデルにするのはどうか」と提案したという。その理由として「日本は日本でドイツ民法をモデルにしているが、難解な部分は切り捨てている」点を挙げた（『聴取録』41頁、『回顧録』3頁、チャーンチャイ『フランスの影響』62頁）。つまり、ドイツ民法を直接モデルにできれば

最善だが、困難が予想されるので、それを簡略化した日本民法をモデルにすることを提案した、という訳であろう。そして、起草に際して参照したドイツ法や日本法などの参照条文の一覧（レフェレンス）を作して提示すれば、交渉相手国としても異論を唱えられまいというのである。サイモン卿のこうした助言を受けて「日本民法」なる存在を初めて知ったと、マーン侯爵は語っている。ラピー親王の口からも日本法への言及を聞いた経験はなかったという（『聴取録』21, 23, 24, 28頁）。同時にまたサイモン卿は、自分がこうした助言を与えたことは決して口外してはならないと釘を刺した上で、帰国してもフランス人法律家の起草した草案を公然と批判するようなことは絶対に控えるよう、プロット・ウィチャイ青年に厳しく忠告したという。フランス側の善意は讃えられるべきであるし、批判的な言動はフランスとの外交関係を悪化させかねないからである。さらにサイモン卿は、日本民法成立史の概要を解説して、日本民法もまずフランス人法律家<sup>18</sup>が起草して公布もされたが、日本人法曹界からの厳しい批判にあつて頓挫し、ヨーロッパ留学から帰国した穂積・梅・富井の日本人三教授が中心となってドイツ民法を範としつつ起草し直した、といった逸話を青年に語り聞かせたという（『聴取録』42頁）。つまり、サイモン卿の熱心な「日本方式のすすめ」とは、単に法典の内容にのみ関するものではなく、フランス人法律家の起草した法典を一旦公布して、法曹界からの拒否反応を呼び起こし、それを理由に再編纂することで、フランス政府からの非難をかわすという外交戦略的な筋書きをも意味していたようなのである。そしてマーン侯爵は、このサイモン卿の助言と忠告を忠実に守った。そうであれば、日本民法とタイ民商法典が類似した道筋を経て成立したことは偶然の一致ではなく、むしろ意図的な踏襲行為であったと言えよう。この点に関しては、以下で若干踏み込んで取り扱う。また、ジョセフ・アーネスト・デ・ベッカー<sup>19</sup>の著作など、日本民法に関する資料の存在を青年に教授したのも、法務次官サイモン卿であった可能性が高い。<sup>20</sup>

このように、サイモン卿の後ろ盾を得たプロット・ウィチャイ青年は、約8ヶ月に及ぶ英語の猛訓練を受けた後にインナー・テンプル法曹院に入学し、わずか2年の在学でイギリスの法曹資格を取得する（『聴取録』40頁）。サヤーム政府の奨学金支給期間は4年間であったため、ラピー親王に伺いを立てたところ、もう一人の友人に面接して草案三編を示し、サイモン卿の場合と同じようにその専門的な評価を依頼するよう指示された。その人物とは、ヒュー・フレイザー卿という著名な弁護士で、不法行為の教科書も執筆している法学者であるという（『回想録』3頁）。<sup>21</sup>『聴取録』での口振りでは、フレイザー卿はサイモン卿の知人でもあったらしく、サイモン卿は、フレイザー卿の法律事務所で実務訓練を受けるよう、プロット・ウィチャイ青年に勧めたようである。そして、タイ民商法典草案三編に目を通すと、フレイザー卿もサイモン卿とほぼ同趣旨の評価を下し、「これを立法化することは避けるべきである。タイの法典はタイ法曹の手で起草するべきではないのか。さあ、早速今から君が勉強しなければな」と、プロット・ウィチャイ青年に発破を掛けたという。そしてフレイザー卿もまた、日本民法をモデルにするよう勧めた。この「セカンド・オピニオン」によって、おそらくプロット・ウィチャイ青年の決心も固まったものと思われる。なお、フレイザー卿はドイツ法やフランス法に精通していたということで、青年



はサイモン卿のみならず、この人物からもドイツ法に関する基本的な知識を教授されたと思われる（『聴取録』41頁、『回顧録』3頁）。

#### （４） ドイツ民法・日本民法に関する文献について

以上のような経緯で、プロット・ウィチャイ青年はインナー・テンプル法曹院での勉学の傍ら、ドイツ民法や日本民法に関する英語文献を読み漁ったらしい。「イギリス留学中、私はドイツ法の教科書も読んで勉強しました。そして『ああ、よく分かる』と感じました。私たちはドイツ法を教わった訳ではありませんでしたが、不思議なことに、読んですぐに理解できたのです」と、マーン侯爵は留学当時を振り返って語っている（『聴取録』3頁）。では、具体的にどのような出版物でドイツ民法および日本民法を学習したのか。マーン侯爵が語っているのは、日本民法については「ベッカー氏の著作」を挙げ、イギリス在留中に既に数冊読んでいたと語っている。また、ドイツ民法に関しては「シュスターの著作」と、「中国人法律家によるドイツ民法の英訳」を挙げている。現在、マーン侯爵の蔵書を保存・管理しているのはバンコク大学であるが、その「プレイヤー・マーナワラーチャセーウィー侯爵文庫」蔵書目録中、洋書の部には、以下の書籍を見出すことができる（文末脚注1を参照）。まず、日本法に関するデ・ベッカーの翻訳と著作は、11タイトル、計18冊である（以下、先頭の数字は「洋書の部」の登録番号である）：

7. “Annotated Civil Code of Japan”, London, 1909.
26. “The Code of Civil Procedure of Japan”, London, 1928.
28. “Commentary on the Commercial Code of Japan”, London, 1913.
30. “The Commercial Code of Japan”, London, 1927.
73. “The Principles and Practice of the Civil Code of Japan”, London, 1921.
90. “English Commentary on the Japanese Civil Code” in “the Transactions of the Asiatic Society of Japan”, Vol. 48, 1916.
104. “The Criminal Code of Japan”, London, 1907.
117. “International Private Law of Japan”, London, 1919.
118. “Japanese Code of Criminal Procedure and Rules for Dealing summarily with Contraventions”, London, 1918.
154. “Japanese laws and ordinances concerning patents, trademarks, designs and utility models”, London, 1922.
184. “De Becker's Japanese Law of Trading Partnerships and Companies”, London, 1906.

その他、日本法関係ではレーンホルム<sup>22</sup>による英訳や解説も挙げられている：

19. “The Civil Code of Japan”, Tokyo, 1898.
32. “The Commercial Code of Japan and Laws and Ordinances relating thereto”<sup>23</sup>
33. “The Commercial Code of Japan and the Laws concerning its operation”, Tokyo, 1898.

このうち、マーン侯爵が日本法の研究に実際に利用したのはデ・ベッカーの著作物の方であったと思われる。『聴取録』ではレーンホルムには一切言及されず、また、マーン侯爵がデ・ベッカーの翻訳を典拠としていたことを物語る「痕跡」が1925年民商法典第二編中の債務不履行に関

する規定に見受けられる。<sup>24</sup>

なお、ドイツ民法に関する「シュスターの著作」と中国人法律家による「ドイツ民法の英訳」とは、同じく「洋書の部」中の以下のものと思われる：

49. Chung Hui Wang: “The German Civil Code, translated and annotated by Chung Hui Wang, D. C. L., with a historical introduction and appendices”, London, 1907.
75. Ernest J. Schuster: “The Principles of German Civil Law”, London, 1907.

ドイツ民法に関しても、やはり債務不履行の規定に、マーン侯爵が上記チュン・フイ・ワンの英訳を典拠としていたことを示す明らかな「痕跡」が残されている。<sup>25</sup>

#### (5) 旧法典公布に備えた翻訳作業について

さて既述のように、4年間のイギリス留学を終えたマーン侯爵は、ドイツ留学の夢を果たせぬまま1916年に帰国し、国際裁判所判事に復帰したが、翌年には宮内省法務局勤務を命ぜられ、1919年になると、国王ラーマ六世の命によって再び法典編纂委員会に送り込まれることになる。今度は、編纂委員会専属書記官の地位であった。1908年以来の民商法典編纂事業が、10年を経て未だに完了しないことに苛立ちを覚えた国王ラーマ六世は、マーン侯爵に工作させて少なくとも三編は早急に上奏するよう、編纂委員会に働きかけるべくマーン侯爵に指示したのである（『聴取録』43頁、『回顧録』4頁、チャーンチャイ『フランスの影響』64頁）。

では当時の法典編纂作業は一体、どのような進捗状況にあったのか。1916年以来編纂作業を指揮してきたルネ・ギヨンは、マーン侯爵が書記官として送り込まれて来た同じ年に、サヤーム政府の同意を得て英文の報告書（上記代表的著作(3)『サヤーム王国における法典編纂』）をパリで出版している。そこでの民商法典に関する記述によると、その全体は(一)債務編、(二)物権編、(三)能力編（人事編）、(四)家族編、(五)相続編の五編構成で「サヤーム政府によって1908年に採用されたこの原則は、その後も踏襲されており、今後に変更されることはない」と述べられる。このうち(一)債務編は「1912年に1400条余りの原案が完成した後、修正委員会による修正を受け、1917年に抵当契約と不動産先取特権の規定を加えて完成を見た」という。また(二)物権編は「1919年の初頭に草案が完成したばかり」だが、(三)能力編は「既に包括的な人事編の草案が1911年に完成しており、それを人の能力に絞り込み、修正し補完した現行案が1917年に完成している」と述べる。四家族編および五相続編については「1911年の原案は、その後のサヤーム社会の進化により既に時代遅れとなったところもあるが、その他は最終案として既に成熟している」などと述べられるだけで、詳しくは語られない。こうした報告を信じる限り、編纂作業はほぼ完了していた印象を受けるが、上記ラーマ六世の発言に見られるように、その成果がサヤーム政府側に全く提出されていない

ことを考えると<sup>2)</sup>、ギヨンの報告書は、必ずしも実状を正確に反映していなかったのかもしれない。事実、1912年当時の原案を熟知していたマーン侯爵は、書記官として同年に編纂委員会に送り込まれてからは、1919年現在の草案内容を詳細に調査し、1912年当時の原案と正確に比較し得る立場にあったはずだが、マーン侯爵はその時の印象を次のように語る－「私は、彼らの草案を調べてみました。それで判かったんですが、あのフランス人たちは、オリジナルのシステムでタイの法典を作ろうとしていたのです。つまり、全く新しい体系を自力で築き上げようと努力していました。私は彼らの草案をよく読んでみました。でも、どうもすっきりと理解できないのです。法律を書いているのに、全体が整っていない。何か辻褄が合わないのです。そこで私は、この草案をタイ語に翻訳してみました。この、私が翻訳した条文200条ですがね、誰に読ませてみても理解できない。とても読みづらいのです。最後に私は、それを国王陛下に献上いたしました」（『聴取録』3頁）。こうした評価は、かつてサイモン卿やフレイザー卿が語った言葉そのものである。と言うことは、1919年現在の草案は、1912年当時の原案を概ね踏襲するものであったのか。なお、上の発言で言及される「200条の翻訳」であるが、草案のどの部分を、どの時点で訳出し、どのような形で公開したのか、これらの点を『聴取録』から正確に読み取ることはできない。以下では、筆者の私見に基づき、その後の事態の推移を追ってみたい。

マーン侯爵は、編纂委員会での自分の工作を次のように語る－「フランス人たちが起草したあの三編ですがね、そのうち第一編と第二編をタイ語に翻訳し終わると、私は司法大臣チャオプラヤー・アパイラーチャー公爵に上奏して、『民商法典は国政の要となる法典ですから、国語に優れた方々に拙訳を審査し修正していただき、基準に適したタイ語表現にさせていただかなければなりません』と申し上げ、翻訳委員会の設置を提案しました」という。司法大臣はこの上奏を受けて早速、マーン侯爵を含めて4名の翻訳委員を任命した（『聴取録』43頁、『回顧録』4頁、チャーンチャイ『フランスの影響』65,66頁）。『聴取録』に付されたマーン侯爵の経歴によると、1920年に侯爵の地位は書記官から翻訳委員に昇格している。したがって上記翻訳委員会の設置は1920年のことと推測される（『聴取録』60頁）。なお、本格的な翻訳作業が開始された以上、フランス人法律家たちの起草作業はこの時点で事実上終了し、以後編纂事業の重点は、翻訳委員会による翻訳作業に移行したものと理解してよかろう。タイ国務院チャーンチャイ委員の解釈によると、検討作業に取り掛かった翻訳委員たちは、マーン侯爵の翻訳に矛盾点を認め、原文と照合しつつ訂正しようとしたところ、実はそれが原文に忠実な逐語訳であることが判明し、訂正する勇気をすっかり失ってしまったという。マーン侯爵の翻訳を訂正することは、フランス人の起草した原文自体に手を加えることになるからである。当時、フランス人たちの権威は絶対的で、彼らの言動

<sup>2)</sup> 前掲タイ法制史文献中にこの1919年最終草案への言及が全くないため、著者は「提出されていない」と判断したのだが、実は提出されていた。しかしその原本が紛失してしまい、タイ国務院にも残っていないらしい。それが2013年、バンコク大学中央図書館の管理する「プラヤー・マーナワラーチャセーウィー侯爵文庫」にマーン侯爵が所有していた原本の一冊が確認された。この最終草案には、債務編、能力編、物権編の三部と、付属法令が集録されているが、家族編と相続編は含まれておらず、債務編も単一の構成であって、民法総則・債務総則・契約という現行の三編構成ではなかったことが判明した。詳細は以下のサイトを参照されたい：<http://openlegaltextbook.info>。

に異論を唱えることはタブーとされていた（『フランスの影響』66頁）。このため、翻訳委員会で審議は暗礁に乗り上げてしまったのだろう。私見によれば、マーン侯爵が上記「200条の翻訳」を見本として国王に献上したのは、そのような状況下であったと思われる。国王にもその翻訳は理解できなかった。それにも関わらず、フランス人の草案自体に問題があると断言することには、国王でさえ二の足を踏んだ。そこで1922年、国王は高位の王族7名からなる翻訳校閲特別委員会を設置し、マーン侯爵の翻訳を今一度徹底的に見直させることにした。<sup>26</sup> なお、タイ国務院チャーンチャイ委員の見解では、この委員会の設置を国王に提案したのも、実はマーン侯爵自身であった（『フランスの影響』66頁）。こうして、マーン侯爵と校閲委員との激しい確執が始まる。校閲委員会の審議には、翻訳委員が輪番で出席し、校閲委員の質疑に応答することになっていたが、校閲委員からの容赦ない詰問に、翻訳委員が答えに窮する場面もしばしばであったらしい。このため、二人の翻訳委員は審議への出席を拒否し、マーン侯爵と実兄のプラヤー・スィータンマティベート侯爵の二人だけが残った。ところが、この兄も校閲委員に恐れをなして出席を拒むようになり、結局、マーン侯爵が一人で自分の翻訳を防衛することとなった。校閲委員はマーン侯爵に対して「これは人間の理解できる言葉ではない！」と罵ったという<sup>3</sup>。侯爵が「確かにその通りです。ですから、この草案自体に問題があるのではございませんか？」と食い下がると、校閲委員は「実際、この草案自体は正しいのだが、翻訳するとその良さが失われ、我々タイ人には理解できないものになってしまうのだ」と言い逃れて、草案自身に矛盾点のあることを認めようとしな。高位の王族もまた、フランスの権威に怖れていたのである。最終的にはマーン侯爵が、国王に献上したあの「200条の翻訳」に原文の見本を添えて印刷し、裁判官や弁護士など法曹関係者に配布して、それが施行に耐え得るか否か、その意見を聴取することを提案し、校閲委員会もそれに同意したという。結果は明らかであった。誰もが「読んでもさっぱり理解できない」と苦言を呈し、校閲委員会もついに草案自体に問題のあることを認めるに至った（『聴取録』7,29,44頁、『回顧録』5頁、チャーンチャイ『フランスの影響』66,67頁）。

## （6） 旧法典公布の理由について

フランス人法律家に起草を一任し、代替案など全く用意していなかったサヤーム政府は窮地に陥った。そこで校閲委員会委員長は、マーン侯爵とプラヤー・スィータンマティベート侯爵の兄弟を呼び出し、今後の対策を協議しようとしたが、年長者の兄は黙り込んで口を開かない。序

<sup>3</sup> 法典編纂関連の公文書は、マイクロフィルムの形でタイ国務院に保管されていたが、2019年に電子ファイル化されて「タイ法典編纂史ライブラリー」として公開された：["The Archives of the History of Thai Codification"](http://openlegaltextbook.info/?Centennial)。その中に1920年1月15日付のルネ・ギヨン氏の書簡があり、そこに「フランス人委員はこれまで可能な限り人間の言葉で職責を全うしてきたと信じる」旨の記述がある。したがって、マーン侯爵の翻訳の是非をめぐる論争は既に1919年～20年に生じていて、その直後にマーン侯爵が「日本方式」を提案していたと考えられる。本稿で想定していた時期よりかなり早い。この提案が（おそらく秘密裏に）採用され、フランス人顧問団による原案から、日本民法型の構成への移行の準備として、1920年以降、順次に「総則編の分離」、「能力編の編入」、「契約編の分離」などの決定がなされたものと思われる。詳しくは、以下のサイトを参照されたい：<http://openlegaltextbook.info/?Centennial>。

列関係の厳しい宮中である。翻訳委員中最年少のマーン侯爵は、イギリス留学当時から練っていた自らの構想を専らその懷中に温めていたが、最後の一人となったこの時、とうとう発言して次のように提案した：「私たちにどうか日本式のやり方を使わせてはいただけませんか。つまり、日本民法からコピーしてくるのです。この方法でしたら簡単ですし、すぐにできます。あの〔経験豊かな〕フランス人たちでさえ、自力で編纂するには力が及ばなかったのです。私たち自身が無理をして起草しても、その結果はもっと無惨になるばかりでしょう。日本を模倣するのが一番よい。と申しますのも、日本〔民法〕はドイツ〔民法〕を模倣しているのです」と（『聴取録』4頁、チャーンチャイ『フランスの影響』67頁）。国王を初め校閲委員会としても、もはや選択の余地はなかった。こうして1923年10月27日、翻訳委員4名、フランス人3名が改めて新編纂委員に任命され、更にマーン侯爵の提案で、ルネ・ギヨンを顧問とすることになった。<sup>27</sup>

以上のようなサヤーム政府内部の確執と新展開は、全て秘密裏のうちに進められたと思われる。そこで、サヤーム政府自身はフランス人の草案を受け入れたことを示すためにそれを一旦公布し、しかしタイ法曹界に拒否されたために止むを得ず棚上げにするという手順を踏んで、編纂方針の変更に対するフランス政府からの異論を抑えることが必要であった（『聴取録』45頁、チャーンチャイ『フランスの影響』67頁）。これが1923年11月11日における民商法典第一編・第二編公布の主な理由であったらしい。言い換えれば、これら二編が、近い将来新法典によって置き換えられる運命にあることは、既定方針であったということである。<sup>28</sup> 加えてもう一点、1923年民商法典公布を必要とした理由がある。それは、フランス側の善意に報い、両国の友好関係を維持するためにも、新法典の編纂に当たっては、フランス人の草案からも条文を残さなければならなかったという事情である（『聴取録』6, 43頁、チャーンチャイ『フランスの影響』68頁）。そのためには、その草案を一度は公布し、そこから適切な条文を新法典へ継承し、それを「レフェレンス」に明記するという形式をとる必要があったであろう。これが第二の理由である。

ところで、1923年11月11日に公布された第一編・第二編を通読して見ると、その条文は概ね単純な構文であって、全体として簡素に過ぎる位である。「これは人間の言葉ではない」と酷評されるほど奇異なものや理解困難なものは全く見当たらない。ということは、この1923年民商法典はフランス人の残した草案そのままではなく、マーン侯爵らの手が相等に加えられ、問題のある条文はことごとく削除されているのではないか<sup>4)</sup>。矛盾を来すような条文をそのまま公布したので

<sup>4</sup> この推測はたぶん妥当ではない。「タイ法典編纂史ライブラリー」に、マーン侯爵の言う「200条翻訳」と思われる文書がある。それを見る限り、実際に「人間の言葉にあらず」と難詰されたのはたった一つの条文だった可能性がある。それは1919年草案の第9条である：“Sec. 9 — An obligation is said to be due from the time when the creditor is entitled to performance of it.”。これをマーン侯爵が「債権を実行し得る時より、債務は満期に至る」といった形に翻訳したため、議論が紛糾したらしい。しかし、それ以外に目立った難点は見当たらない。したがって「整合性に欠く」といった問題より、「フランス人顧問による債務法の構成が独特過ぎて、列強諸国の不信感を煽る恐れがある」というサイモン卿が指摘した懸念の方が、編纂方針転換の決定的な理由であったと思われる。こうした事情からであろう、後の1925年新法典でも第一編総則は1923年旧法典の内容を比較的良く維持しており、独法・日本法から不足部分を補った形であるのに対し、第二編債務総則はほぼ全面的な書換えとなっている。

なお、1925年1月1日に公布された第三編でも1919年草案の原案が比較的良く継承されていて、後の1929年に公布

は、フランスの威信をかえって傷つけることになろうから、そうした作為はむしろ当然であろう。そうであれば、次に触れる1923年法典第一編・第二編の施行を延長する勅令で、その理由として「本二編には修正すべき欠陥が多数見られる」という点が挙げられたのも十分に理解できよう（チャーンチャイ『フランスの影響』61頁、先行研究(2)飯田「基礎的研究」108頁、同(6)西澤「序説」265頁）。<sup>29</sup>

#### (7) 旧法典施行の延期と新法典の編纂

1923年11月11日に公布された第一編・第二編は、その第2条において1924年〔仏暦2467年（西暦1925年）<sup>30</sup>〕1月1日より施行される旨が規定されていたが、この施行予定日に発せられた勅令によって、新たに第三編が追加公布されると同時に、これら三編は相互に密接に関連するものであるから、三編同時に施行するのが相等であるとして、1925年〔仏暦2468年（西暦1926年）〕1月1日を新たな施行日とすることが定められた（チャーンチャイ『フランスの影響』69頁）。つまり、第一編・第二編の施行が1年間延期された訳であるが、これはおそらく、マーン侯爵らがこの1年間で新法典第一編・第二編を完成させることを見込んでの施策であったと推測される。〔もしかしたら、当初の計画では、新法典第一編・第二編を1925年1月1日までに完成させ、三編を同時に公布するつもりであったのかも知れない。ところがマーン侯爵らの作業が遅延してしまったため、1925年1月1日の時点では第三編のみを交付し、新第一編・第二編のためには一年間の猶予を確保し、完成次第、直ちに公布する予定であったのではなかろうか。〕なぜなら、その第2条には「1925年1月1日より施行する」とあるからである。しかし、現実には新法典第一編・第二編の公布は1925年11月11日までずれ込む。結果的に、**遡及的施行を規定する変則的な形になってしまった**〔新法施行日である1926年1月1日までの周知期間がわずかに50日と、異例の短さとなってしまった〕。<sup>31</sup> では、新法典公布の遅延の原因は何であったろうか。まず考えられることは、以下の三点である：

##### ① 日本民法からドイツ民法への遡行

サイモン卿の助言通りに、日本民法をそっくりそのまま模倣するのであれば短時間で完成したであろう。しかしマーン侯爵はそうした模倣に甘んぜず、日本民法からドイツ民法の規定にまで遡り、可能な限りドイツ民法の条文を直接採用することに努めた様子が見られる。なぜであろうか。当時のタイ法曹界で日本民法を知る者は存在せず、したがってその支持を得るためには、既に一定の名声を得ているドイツ民法からできるだけ多数の条文を採用することが望ましかったはずである。また、日本民法の条文は簡素で理解しやすいが、法曹教育が未だ十分に完備していなかった当時のサヤーム社会では、法典が同時に教科書としても機能することが期待されてい

されることになる第三編新法においてもこの特徴は維持されていて、現在に至っている。この事実からも「論理的非整合性」が主要な問題だったわけではないことが推測される。1919年草案と第三編法典との比較については、以下のサイトを参照されたい：[http://openlegaltextbook.info/?Resources\\_12](http://openlegaltextbook.info/?Resources_12)。

た。このため、ドイツ民法の詳細な規定を採用しておくことが必要であったと思われる。しかし他面、こうした置換や補完作業により法典の体系に矛盾を来さぬよう、細心の注意を払う必要があったと想像される。新草案の完成に予想以上の時間を要した理由の一つは、この点にあるのではなかろうか。なお、この遡行作業に当たっては、デ・ベッカーが日本民法に関して作成した「参照条文一覧表」（文末脚注32を参照）が大きな手がかりとなったであろう。

### ② フランスに対する外交的配慮（旧法典からの条文の統合の必要性）

また、この作業を更に複雑にした第二の要因がある。既述のように、マーン侯爵はイギリス留学時代から代案の原構想を練っていたと思われ、侯爵が校閲委員会で日本民法をモデルにした代案を提案した時には、既にその原構想は相当程度固まっていたと思われる。しかし、フランスとの友好関係を維持するために、フランス人の草案からも条文を採用しなければならなくなった。侯爵にとっては、これは想定外の事態であって、実際「フランス人の草案からは本当は何も採用したくはなかった」と語っている（『聴取録』6頁）。そうした異質な要素を取り入れれば、全体の構想が崩れる危険がある訳であるから、侯爵の抵抗感は十分に理解できる。しかし、外交戦略上の要請となれば受け入れざるを得ない。こうして、マーン侯爵は10年来練りつづけてきた自らの原構想を再調整しなければならなかったであろう。これが新法典公布の遅延の、第二の原因と思われるが、こうした事情で、1925年新法典は日本民法から出発しつつも、一方で旧法典を、他方でドイツ民法を取り入れた三つ巴の複雑な構成物となった。

### ③ イギリスに対する外交的配慮（草案の事前公開の必要性）

これに加えて、更にもう一つ、予想を越えた事態も生じた。1923年12月5日、事前通告なく民商法典の公布に踏み切ったサヤーム政府に対して、在泰イギリス公使から抗議の通知が届いたのである（先行研究(6)西澤「序説」266頁）。この事件についてはマーン侯爵も言及している。既述のように、民商法典編纂に関わる情報は国家機密扱いであったらしいが、この通知には公布前の第三編の規定への言及があったため、イギリス政府がスパイ行為を行っていたことが判明し、「私はイギリスの留学生だが、この時ばかりはイギリス政府に対して非常に憤慨した」と語っている（『聴取録』30頁、『回顧録』5頁）。このため、以後新法を公布する場合、事前に草案を公開して、外部からの意見を聴取することが必要となった。こうした予定外の手間暇がかかるようになったため、新法典第一編・第二編の公布も予想以上の時間を要することとなったと推測される。

32

ちなみに、マーン侯爵が法典編纂委員会に在籍したのは、1919年から1925年までの6年余りであり、直接起草に関わったのは、第三編（典型契約）までと語っている（『聴取録』16, 17頁）。『聴取録』17頁では、第四編の起草にも関わったのかとも質問されている。マーン侯爵が作成した「参照条文一覧表」原文には、記述のように第四篇〔編〕も含まれているからであるが、侯爵はそれに対して「自分は監修者として関与したに過ぎない」と答えている。なお、この第三編に関してだが、この編もまた新法によって置換することを、初めから予定していたか否かは判然としない。

もしかすると、1924[1925]年1月1日に公布された第三編だけは、そのまま維持する予定だったか、部分的な改正を施すだけで済ませる意向であった可能性もある。しかし、先行研究(6)西澤「序説」266-268頁の主張するように、上記イギリス政府からの抗議が理由で、イギリスの面目を守るためにも新法の再公布という手続きを踏むことになったとも十分に考えられる。しかし、この点は本考察の範囲を越えるテーマであるから、将来の機会に譲ることとする。

### 3. 資料の作成と分析

#### (1) 旧法典および新法典の翻訳について

冒頭でも触れたように、本考察を計画するに当たっては、旧民商法典第一編・第二編の邦訳、新民商法典第一編・第二編（公布当時）の邦訳、ならびに同二編現行版の邦訳の、三種類の翻訳資料を予め作成した。実際の翻訳作業はしかし、まず①1925年法典第一編・第二編（現行版）の邦訳およびドイツ語訳から始め、次に②同二編の初版（公布当時）の邦訳、そして最後に③1923年法典第一編・第二編の邦訳というように、時間を遡る形で遂行した。①の作業でドイツ語訳を作成したのは、タイ語原文をドイツ民法およびスイス民法・債務法と直接照合し、より正確な比較を可能とするためである。また、この段階ではマーン侯爵が作成した「参照条文一覧表」原文は意図的に参照しなかった。できるだけ「偏見なく」比較作業を進めるためである。この結果、マーン侯爵の原本とは独立に、独自の暫定的一覧表が完成した。これは、次に述べる補正版「参照条文一覧表」作成の段階で原本に統合される。

②の作業が必要だったのは、1992年に第一編の全面改正が実施されたからである。この改正の実態を知るためにも、1925年当時の条文の文言と詳細に比較する必要がある。この改正の主な目的は文言の現代語化にあったようだが、内容的に改正された条文も少なくなく、社団法人の規定を第三編から第一編の法人の規定に編入したため、条文番号の大幅な変更があったが、各条文の趣旨自体はほぼ維持されている。これに対して第二編は今なお立法当時の原型を留めており、したがってその条文は古風な美文体のままである。

以上の段階まで作業を進めるうちに、とりわけ第一編の条文に旧法典から採用されたと思われるものが予想以上に多いことが判明した。マーン侯爵自身は、旧法典から「いくつかの条文を採用した」という言い方をしている（『聴取録』43頁）。しかし実際には、この言い方から想像されるよりはるかに多くの条文が旧法典から継承されている。後に述べるように、特に第一編ではその半数が旧法典由来の条文である。したがって、この点を正確に検証するためにも、③旧法典第一編・第二編の邦訳が不可欠となった。

#### (2) 補正版「参照条文一覧表」および「モデル条文判定理由および訳者覚書」

具体的な分析に入る前に、本考察で既にたびたび触れられている「参照条文一覧表」について簡単に解説しておきたい。マーン侯爵は、サイモン卿の助言に忠実に従い、起草作業で参照した外国法条文の一覧表を作成した（『聴取録』4頁）。マーン侯爵はこうした参照条文一覧表を「イ



ンデックス」とも呼ぶのだが、その用語法は後に触れるデ・ベッカーの著作に則ったものである。<sup>33</sup>ところが、その作成過程で問題が生じたようである。他の作業に忙殺されたためであろう、マーン侯爵はこの任務を、法曹資格を有する他の人物に委託した。おそらく司法省の官吏と想像されるが、なかなか仕事をしてくれず、完成がかなり遅延したという（『聴取録』18頁）。つまり、マーン侯爵が自ら作成したのではないらしい、ということである。<sup>34</sup>このことが災いしたのであろうか、上述「独自の暫定的一覧表」と照合してみると、日本民法に限らず、旧法典、ドイツ民法、フランス民法、ならびにスイス民法・債務法に関しても、誤解や見落としと思われる箇所が多数発見された<sup>5)</sup>。先行研究でも、日本法の条文に限定してではあるが、同様の欠陥が指摘され、訂正・補完の必要が説かれている（先行研究(1)平「比較」122頁）。こうした事情のため、この「参照条文一覧表」を本考察の資料として使用するためには、次に述べるような一連の加工手続きが必要となった：

#### ① 訂正および補完

まず、「一覧表」原文に問題箇所が発見されて、その訂正や補完が必要となった場合には、訂正・補完される条文番号は角カッコ記号 ([...]) でくくりにし、原文で既に登録されている条文番号と視覚的に区別できるよう、表記法を工夫した。

#### ② 重要度の識別

ところで「一覧表」原文の問題点は、こうした不正確さに留まらない。元々、条約改正交渉の資料とすることを目的に作成されたものであるから、学術研究のためには決定的な欠陥を有している。それは、新民商法典の各条文につき、参照された外国法の条文がただ列挙されるだけで、それぞれの重要度には何らの識別も施されていないという点である。言い換えれば、どれが真のモデル条文であるかが全く判別できない。したがって少なくとも、新法典の条文に文言上も内容上も極めて接近する外国法条文と、ただ内容的に関連するだけのものとを峻別することが必要であって、補正版「参照条文一覧表」の作成に際しては、両群の条文を視覚的に判別できるよう、重要度の高い条文番号は太字・イタリック体で表記する工夫をした。

#### ③ モデル条文と法系の判定

重要度の高い条文の中から、更にモデル条文として採用されたと思しき条文へと絞り込むよう努めた。この絞り込み作業の結果に従えば、新法典の条文を旧法典系、ドイツ民法系、日本民法系、フランス民法系、スイス法系などのグループへと、明確に分類することができる。このようにして、補正版「一覧表」の作成の際には、新法典の各条文につき、単一のモデル条文を判定してそれにアスタリスク記号（\*）を施し、加えて法系に従ってセルに異なる背景色を設定することにより、視覚的に明確に識別できるようにした。もちろん、モデル条文が不明な場合もあれば、単一

<sup>5)</sup> 「タイ法典編纂史ライブラリー」に、「参照条文一覧表」の根拠と思われる資料が見られる。タイプ印刷の英語版の草案に手書きで参照条文のメモを書き込んだ文書である。このメモと公表された「一覧表」とを比較することによって、その正誤を検証することができる。その結果、著者による「訂正および補完」の多数につき確証を得ることができた。この点に関しては、以下のサイトを参照されたい：[http://openlegaltextbook.info/?Resources\\_\\_\[2\]](http://openlegaltextbook.info/?Resources__[2])。

のモデル条文に絞り込むことが困難な場合もある。ブラジル法やインド法などから採用したらしい条文もあれば、複数のモデル条文を組み合わせた場合（複合条文）もあるからである。しかし、そうした複合条文の場合にも、最も優先度の高いものを選択し、それをモデル条文と判定した。また、複数の候補がある場合、そこに旧法典が含まれているときは、それを最優先とすることをルールとした。なぜなら、1925年法典は、基本的に1923年法典の改正法として成立したからである（『聴取録』4頁）。なお、新法典の各条文につき、どのような根拠に基づいてモデル条文を判定したか、その判定理由を一覧化した「モデル条文判定理由および訳者覚書」を、補正版「一覧表」とは別に作成した。分割したのは、一覧表をむやみに煩雑化することを避けるためである。

#### ④ 日本民法系の条文の下位区分とボアソナードの遺産

さて上記③の手続きによって、新法典の条文は旧法典、日、独、仏、スイスの各法系に判別されたが、そのうち、日本民法の条文には、そもそも旧民法系（フランス民法系ないし「ボアソナードの遺産」）とドイツ民法系が区別できるのであるから、新法典の条文中、日本民法系のは、当該区別に従って、更にフランス民法系とドイツ民法系へと下位区分されることになる。補正版「一覧表」では、これら二系統の区別をセルの背景色によって表示することとした（「ボアソナードの遺産」のセルは空色、ドイツ民法系は③の手続きでドイツ民法系に割り当てたのと同じ黄色）。なお、参照された改正日本民法の条文（立法当時）を「旧民法系」とするか「ドイツ民法系」とするかは、旧民法およびドイツ民法の条文（立法当時）と改めて比較検討することによって、筆者自らが判断した。

以上のような4段階の加工を経ることにより、補正版「参照条文一覧表」はオリジナルのそれとは全く異なる様相を呈するに至った。そしてこの結果を詳しく観察することによって、本考察の目的三項目うち、㊦日本法継受の範囲、並びに㊧日本民法の位置づけに関し、その評価を試みた。なお、本考察のために作成した全資料の一覧とその閲覧方法については、本考察末尾の【作成資料一覧】を参照いただきたい。

### （3） 分析：各編の構成とその特徴

まず、新法典第一編および第二編それぞれの内部構成について見てみると、両編とも基本的に日本民法の構成方法に準じているが、それぞれに多少の離反部分が見出される。

第一編には3つの離反点がある。第一に、第二章第二節「法人」では旧法典の形式を踏襲していて、「社団」が第三編第二十三節に置かれている。次に、日本民法・ドイツ民法では「法律行為」の章に含まれる「代理」の節がここにはなく、任意代理権に関する規定は、同じく第三編第十五章「委任」に一本化されている。そして第六章「時効」は、ドイツ民法と同様に消滅時効だけを扱い、取得時効を含まない。

なお、条文内容それ自体を詳しく検討すると、第一編全193条のうち、半数ほどが旧法典より継承されている。具体的には第一章「総則」、第二章第一節「自然人」のうち「権利能力」「行為能力」

「失踪」の部分、同章第二節の「財団」の部分、および第六章「消滅時効」に多い。他方、第三章「法律行為」のうち「意思表示」の部分ではドイツ民法からの条文が支配的で、また、第五章「期間」と第六章「消滅時効」のそれぞれ半数ほどの条文がドイツ民法系である。そして日本民法系の条文は第二章第一節「自然人」のうち「行為能力」と「住所」の部分、第三章「法律行為」のうち「無効および取消し」「条件、始期および終期」の部分などに多く採用されているが、これらのうち、第二章では旧民法系（「ボアソナーの遺産」）が多く、第三章では旧民法系とドイツ法系がほぼ半々である。<sup>35</sup>したがって第一編全体を俯瞰すると、前半部分では旧法典系と日本民法系（特に旧民法系）が、後半部分では旧法典系とドイツ民法系が支配的であると総括することができよう。なお、第一編第一章はほぼ旧法典系の条文で占められるが、主にサヤーム社会の伝統的な法令形式や慣習に則ったと思われる規定である。

第二編も基本的に日本民法第三編の構成を忠実に守っているが、形式上5つの離反点がある。第一の点は、先行研究(6)西澤「序説」263頁でも指摘されているように、旧法典の方針を踏襲して、典型契約の部分をそっくり第三編に移していることである。したがって第二編には「総則」「契約」「事務管理」「不当利得」「不法行為」の5つの章が残る形となった。このうち第一章「総則」の構成は、日本民法第三編第一章のそれに準じているが、日本民法第三編中の留置権および先取り特権の規定が第二節「債権の効力」に編入されている。これが第二の離反点である。第一章のその他の部分ではドイツ民法系の条文が支配的であるため、日本民法由来のこの部分だけがドイツ民法系の条文に囲まれて忽然と際立っている。タイ民商法典に継承された代表的な「ボアソナーの遺産」と言えよう。また、第一章第五節「債権の消滅」の「弁済」「免除」「相殺」「更改」「混同」という順序は、旧法典の第二編第六部のそれに近い。これが第三の離反点だが、条文自体は日本民法やドイツ民法から採用されたものがほとんどである。続く第二章「契約」の構成も、基本的には「成立」「効果」「解除」という日本民法第三編第二章第一節のそれに準じるものの、ドイツ民法に倣って第三節「手付けおよび違約罰」を加え、四節構成としている。これが第四の点である。なお、第二章「契約」と第三章「事務管理」でもドイツ民法の影響が著しく、ドイツ民法から直接採用された条文か、あるいは日本民法中のドイツ民法系に属するもので占められている。これに対して第四章「不当利得」と第五章「不法行為」では、ドイツ民法から採用された条文と並んで、旧法典から継承されたものも少なくなく、第二編中きわめて特徴的な部分となっている。特に第五章「不法行為」では、旧法典第二編第一部第四章に倣い、「不法行為責任」「不法行為に基づく損害賠償」に加え、正当防衛および自力救済に関する第三節「免責」を置いている。これが第五の離反点である。不当利得や不法行為の分野で旧法典系の条文が多く採用された理由だが、旧法典には当時のサヤーム社会の道德観や価値観を積極的に条文化したものが含まれていたからではないかと推測する。契約関係とは違って、ここでは道德的な善悪判断や伝統的な価値観が重要な役割を果たす。例えば、第四章「不当利得」では受益者の善意・悪意にこだわり、悪意の受益者に対する罰則的意味合いをもつ規定が目立つ一方、第五章「不法行為」では基本的にドイツ民法の構想に従いながらも、不法行為の原因として「権利侵害」と「保護規定違反」のみを採用して「反道德

的行為」を外し、また、いわゆる「使用者責任」を「使用者と雇用者の連帯責任」に置き換えるなどしている。総括すると、第二編では全般的にドイツ民法系が支配的であるが、留置権・先取り特権の日本民法系、不当利得・不法行為における旧法典系が特徴点をなしている。いずれにせよ、新法典の各部分における構成上の特徴と逐条的な解説は、補正版「参照条文一覧表」ならびに「モデル条文判定理由および訳者覚書」に譲る。

#### (4) 分析：各法系の構成比

さて、既述の補正版「一覧表」におけるモデル条文の判定結果を集計すると、以下のようになる。まず、第一編全193条についてであるが：

旧法典	日本民法	ドイツ民法	スイス法	フランス民法	不明
77	55	26	8	4	24

第一編に限れば、旧法典から採用された条文が最も多く、日本民法系の条文がそれに続く形となっている。直接ドイツ民法に由来する条文は予想外に少ない。

ところが第二編全259条の判定結果は、これとは全く異なった様相を呈している：

旧法典	日本民法	ドイツ民法	スイス法	フランス民法	不明
32	105	92	13	2	15

第二編では旧法典系が背景に退き、日本民法系とドイツ民法系とがほぼ同等の比率で支配的となっている。

では、日本民法からのモデル条文を、旧民法系（フランス民法系）とドイツ民法系とに下位区分してみると、どのような結果になるであろうか。まず第一編では：

旧法典	日本民法			ドイツ民法	スイス法	仏民法	不明
	旧民法系	不明	独民法系				
77	21	10	24	26	8	4	23

この結果に従えば、旧法典系77に日本民法系中の旧民法系21、ならびにフランス民法系4を合計すると102、他方ドイツ民法系26に日本民法系中のドイツ民法系24、ならびにスイス法系8を加えると58となり、結果的にはフランス法系が2/3の圧倒的多数を占めていることが判明する。

これに対して、第二編では次のような結果となる：

旧法典	日本民法			ドイツ民法	スイス法	仏民法	不明
	旧民法系	不明	独民法系				
32	60	16	29	92	13	2	15

旧法典系自体は少数派であるが、日本民法からのモデル条文中、旧民法系が一転して多数を占めている。留置権・先取り特権の規定が含まれるためである。旧法典系32に日本民法系中の旧民法系60、ならびにフランス民法系2を合計すると94、他方、ドイツ民法系92に日本民法系中のドイツ

民法系29、ならびにスイス法系13を加えると124となる。およそ3対4の比率であるが、ここでもまた、フランス民法系が予想以上に大きい比率を占めていることが判る。

そして、第一編と第二編の結果を集計すると、全452条中フランス法系が196、対するドイツ法系が192となって、ほとんど拮抗している。従来の常識を覆す事実である。ではここから一体、どんな結論を引き出すことができるであろうか。一つ確かなことがある。それは、1925年法典の起草者マーン侯爵は、日本民法を必ずしも「小パンデクテン」としてのみ扱っていたのではない、ということである。侯爵は、イギリス留学時代から日本民法とドイツ民法とを詳細に比較し、それぞれの構成の共通点と相違に精通していたはずである。したがって日本民法中のフランス民法系の条文を明確に認識していたはずであって、それと自覚しつつモデル条文に採用したに違いない。つまり、改正日本民法に含まれるフランス民法系の要素（ポアソナードの遺産）も、削除せずにそのまま温存したのである。では、マーン侯爵はなぜそうした方針を採用したのであるか。この問いに答えることを以って、本考察の結びとしたい。

#### 4. 結び：日本民法の果たした役割について

旧法典公布と新法典編纂の「裏舞台」の解説でも述べたように、マーン侯爵は終始、サイモン卿の序言に忠実にであった。「日本を模倣するのが一番よい。と申しますのも、日本はドイツを模倣しているのです」という侯爵の発言が示しているのは、「日本民法に忠実に従えば、ドイツ民法をタイへ継受することも可能だ」という信頼感である。法典編纂の最大の難関は「全体を矛盾なく構成する」という点であろうし、旧法典が頓挫したのも、まさにこの点であった。日本民法は当時既に四半世紀の実績を積み、イギリス法曹界でもそれなりの評価を得ていたようである。でなければ、サイモン卿が勧めるはずがなかろう。日本民法の理解自体は、イギリス法を学んだマーン侯爵にとっては容易なことだったようで、イギリス留学当時の侯爵の課題は、日本民法を土台として専ら難解なドイツ民法をマスターすることにあつたようである。デ・ベッカーの「インデックス」に従いつつ、日本民法の規定からドイツ民法の規定へと遡り、ドイツ民法の体系的な理解を試みたのであろう。他方、ドイツ民法には見られない旧民法系の条文にも気づいていたはずであって、フランス人が起草した草案三編を熟知していた侯爵は、日本民法中にそれと類似の条文を見出したことであろう。こうして日本民法は、一方でドイツ民法へと遡る踏み台となり、他方でフランス人の草案への接近をも可能としたと思われる。いずれにせよ、日本民法の示す編纂方針を踏襲し、その道筋から大きく逸れることさえなければ、体系上の矛盾に陥ることはないという保証と安心感があつたのではないか。それ故に、第一編・第二編ともに、その全体的な構成では日本民法第一編・第三編に倣い、旧民法系の要素も決して削除しようとはしなかったものと推測される。全体の構成をこのように決定した上で、今度は日本民法中のドイツ民法系の部分をドイツ民法原文からの条文で置き換え、あるいは補完していったのではないか。このような作業手順を示唆する事実を、補正版「参照条文一覧表」に見て取ることができる。それは、ドイツ民法がモデル条文とされている部分では、同時にまた日本民法にも類似した条文が見出されると

いう「並行現象」である。例えば「法律行為」「多数当事者間の債権債務」「弁済」「相殺」「契約」などの部分である。これらの箇所では、比較的簡素な日本民法の条文を、詳細で緻密なドイツ民法の条文で置き換え、または補完することが容易にできたはずである。この意味において日本民法は、「ドイツ民法継受の羅針盤」としての役割を果たしたと言えよう。

他方ではまた、改正日本民法に保持された旧民法系の条文も、マーン侯爵にとって思わぬ効用をもたらしたと思われる。つまり、日本民法中の旧民法系の部分には、旧法典の条文と比較的に類似したものが見出せる。例えば「行為能力」「失踪」「債権者代位権」「詐害行為取消権」などである。もう一つの「並行現象」である。このような箇所なら旧法典から条文を採用しても、法典全体の体系性に及ぼす悪影響を最低限に抑えることができたはずである。この意味において日本民法は、旧法典への橋渡しの役割をも果たすことができたと言えよう。

以上のような両方向への遡行ないし橋渡しを総括すれば、日本民法は、大陸法系民事法を代表するフランスとドイツ、両民法の伝統をタイ法へと媒介し、両者の統合を可能にした「独仏二大民法統合の媒介者」としての役割を果たしたと評せよう。この結果、上記「各法系の構成比」で述べたように、フランス民法系とドイツ民法系がほぼ拮抗する形となった。ただ、新法典の中身を独仏両要素にこのレベルまで還元してしまうと、日本民法の影が薄くなってしまふ。内容的な独自性に日本民法の存在価値があった訳ではないからである。とは言うものの、第一編・第二編全体を支える礎石として、また、独仏両要素を結びつける媒体として、日本民法の存在は、タイ民商法典の深層に今なお息づいていると言っても過言ではなかろう。なお、「サイモン卿の忠告」の隠された意味、すなわち旧法を一旦公布した後に、法曹界の反対を理由に棚上げし、ドイツ民法を範とした新法で置き換えるという策略は、当時のサヤーム政府に外交上の難局を乗り切る切り札となったが、こうした「歴史のいたづら」もまた、「日本民法継受」にまつわる一つのエピソードとして、記憶に留めて置いてもよいであろう。

\* 本考察は、2010年11月7日、アジア法学会研究総会における報告「タイ民商法典第一編・第二編における＜日本法継受＞の態様」を改めて文章化したものである。【付論】「債務不履行」の組立てに関する考察は、字数制限の関係で割愛した。関心ある読者の方には、下記【作成資料一覧】に掲げられた【付論】を参照いただければ幸いである。

(2011年9月4日)

\* \* \*

## 【作成資料一覧】<sup>6)</sup>

本考察のために作成された全資料は、URL= <http://openlegaltextbook.info> で公開されている。

2011年9月4日現在での主なものは以下のとおり：

	資料の内容	最新版文書名
(1)	1923年民商法典第一編 邦訳	<a href="#">01_OldText-B1-All_20190830.pdf</a>
(2)	1923年民商法典第二編 邦訳	<a href="#">01_OldText-B2-All_20171113.pdf</a>
(3)	1925年民商法典第一編（初版）邦訳	<a href="#">02_NewText-B1-V1-All_20210924.pdf</a>
(4)	1925年民商法典第二編（初版）邦訳	<a href="#">02_NewText-B2-V1-All_20231007.pdf</a>
(5)	現行版民商法典第一編 独訳・邦訳	<a href="#">03_NewText-B1-Current-All_20230927.pdf</a>
(6)	現行版民商法典第二編 独訳・邦訳	<a href="#">03_NewText-B2-Current-All_20231005.pdf</a>
(7)	参照条文一覧表 原文および補正版	<a href="#">04_Index-Book1+2-V1_20230409_EN.pdf</a>
(8)	モデル条文判定理由および訳者覚書	<a href="#">05_NewText-B1+2-V1-Reasoning_20231007.pdf</a>
(9)	【本論】本考察（非圧縮版）	<a href="#">09_Reception-of-JCC_20231120231120.pdf</a>
(10)	【図解】「債務不履行」の組立て	<a href="#">12_Arrangement_20180324.pdf</a>

### 【本文および注記で掲げたもの以外の参考文献】

- 前田達明編『史料民法典』成文堂、2004年。
- Prachoom Chomchai (ed.): “Development of Legal Systems in Asia; Experiences of Japan and Thailand”, Bangkok, 1997.
- Julius Gruber : „Bürgerliches Gesetzbuch für das Deutsches Reich nebst Einführungsgesetz. Deutsche Ausgabe mit französischer Uebersetzung“, Strasburg, 1900.
- David Dutton : “SIMON, A political biography of Sir John Simon”, London, 1992.

### 【写真の出典】

- 写真1：<http://th.wikipedia.org/wiki/พระยามานวราชเสวี>
- 写真2：<http://th.wikipedia.org/wiki/พระเจ้าบรมวงศ์เธอ พระองค์เจ้ารพีพัฒนศักดิ์ กรมหลวงราชบุรีดิเรกฤทธิ์>
- 写真3：[http://en.wikipedia.org/wiki/Sir\\_John\\_Simon](http://en.wikipedia.org/wiki/Sir_John_Simon)

<sup>6)</sup> 2023年11月20日更新。

## 【文末注】

- 1 อุทาหรณ์สำหรับประมวลกฎหมายแพ่งและพาณิชย์ บรรพ ๑-๒ ฉบับกร่างกฎหมาย, เนื่องในโอกาสครบรอบ ๑๐๐ปี พระยามานวราชเสวี, ๑๘ กันยายน ๒๕๓๓. 本書はプレーヤー・マーナワラーチャセーウィー侯爵『1925年民商法典第一編・第二編逐条解説』を、侯爵の没後、その蔵書を管理するバンコク大学（มหาวิทยาลัยกรุงเทพ）が、侯爵生誕百年に当たる1990年に発行したリプリント版であるが、それには民商法典全編の「参照条文一覧表」（ที่มาของกฎหมายในประมวลกฎหมายแพ่ง และพาณิชย์ บรรพ ๑-๕）およびプレーヤー・マーナワラーチャセーウィー侯爵文庫の蔵書目録（รายชื่อหนังสือของพระยา มานวราชเสวีที่มีอยู่ในห้องสมุดกฎหมาย พระยามานวราชเสวี สำนักหอสมุดกลาง มหาวิทยาลัยกรุงเทพ）が添付されている。
- 2 ดร.ชาญชัย แสวงศักดิ์: “อิทธิพลของฝรั่งเศสในการปฏิรูปกฎหมายไทย, ชุดกฎหมายกับการพัฒนา, ลำดับที่๒”, พ.ศ. ๒๕๓๙.
- 3 ศาสตราจารย์แสวง บุญเฉลิมวิภาส: “ประวัติศาสตร์กฎหมายไทย (The Thai Legal History)”, ฉบับแรก พ.ศ. ๒๕๓๒, ฉบับปรับปรุงใหม่ พ.ศ. ๒๕๕๑.
- 4 เรเน่ กียอง (René Guyon) เขียน; สุรพล ไตรเวทย์ ถอดความและเรียบเรียง: “การร่างประมวลกฎหมาย ในประเทศสยาม (“The Work of Codification in Siam”, Paris, 1919)”, พ.ศ. ๒๕๕๐. なお、本書の末尾には英語原文が添付されている。
- 5 กรรมการร่างกฎหมายประจำ สำนักงานคณะกรรมการกฤษฎีกา.
- 6 พระยามานวราชเสวี (ปลอด วิเชียร ณ สงขลา), พ.ศ. ๒๔๓๓ - ๒๕๒๗ (1890 - 1984). 『聴取録』（文末脚注7を参照）の末尾に添付された経歴によると、プレーヤー・マーナワラーチャセーウィー侯爵（実名：プロット・ウィチャイ・ナ・ソนครา）は、1890年9月18日、タイ南部ソนครา県ソนครา市に、市長補佐プラアnantasombattの次男（？）として生まれる。兄は、後にタイ史上最後の公爵となるチャオプレーヤー・スィータンマทิเบต公爵。94歳の誕生日を翌日に控えた1984年9月17日、93歳で没す。

### 【学歴】

- 1908年： バンコク市内ラーチャウィッタヤーライ高校卒業。
- 1909年： 当時の司法大臣、コロムルワンラーチャブリーディレーク親王にその才能を認めれ、翌年、司法省付属法律学校への入学を許される。
- 1911年： 同校を卒業し、タイ法曹資格取得。
- 1912～16年： 国費留学生としてイギリスの法律学校インナーテンプル法曹院 “Inner Temple” に学び、英国法曹資格（Barrister-at-Law）を取得。

### 【職歴】

- 1908年： 英語通訳修習生。
- 1909年： 法典編纂委員会付き常勤英語通訳。
- 1910～1917年： 国際裁判所付き常勤英語通訳。
- 1917～1918年： 宮内省法務局補佐官。
- 1919年： 法典編纂委員会付き専属書記官。
- 1920～1922年： 法典編纂委員会の法典翻訳委員。
- 1923～1924年： 法律起草局の法案起草委員。
- 1925年： 一審裁判所長官。
- 1926～1927年： 国際裁判所長官。
- 1928～1933年： 検察庁長官。
- 1934年： 財務大臣。
- 1935年： 宮内省財務局長官。

### 【その他の経歴】



## 【文末注】

- 1923年： 司法省付属法律学校校長。
- 1928年： 枢密院議員。
- 1931年： 枢密院副議長。
- 1932年： 憲法起草委員。
- 1935年： 衆議院副議長。
- 1936～1942年、1943～1946年： 衆議院議長。
- 1945年： 憲法起草委員会議長。
- 1949年： 現国王ラーマ九世の摂政に就任。
- 1949～1963年： 枢密院議員。

その間、チュランロンコン大学、タマサート大学で教鞭を執り、タマサート大学では正教授の職責も勤めたという。なお、上記『聴取録』の職歴には、タイ法曹資格取得後の1910年に国際裁判所判事に任命され、1916年にイギリスから帰国後、同裁判所判事に復職していること（『回顧録』3頁）が欠落している。

なお、によってラタナコシン王朝による絶対君主制が終焉し、タイが立憲民主制への道を歩み始めた1932年のいわゆる「民主革命」の後、マーン侯爵は上記のように憲法起草委員を努めているが、『聴取録』46頁では、侯爵がその時の経験について、きわめて興味深い発言をしている：「[1925年民商法典では日本民法を模倣したが、それはきわめて容易なことでした。それは] 75年憲法の場合と全く同様だったんですよ。分かりますか。彼ら [=革命団] は私に[憲法を] 書かせたんですが、私はそれで今一度日本法を模倣することにしたのです。彼らが望まない部分はどんどん切り捨てました。あれ [=大日本帝国憲法] はとても短くて70条ほどしかありませんでしたから[とても簡単でした]」。つまり、タイの最初の憲法である1932年憲法は、大日本帝国憲法をモデルにしていた、ということである。詳細は将来の機会に譲る。

- 7 บันทึกลับคำสัมภาษณ์พระยามานวราชเสวี โดยภาควิชานิติศึกษาทางสังคม ปรัชญา และประวัติศาสตร์ คณะนิติศาสตร์ มหาวิทยาลัยธรรมศาสตร์, กุมภาพันธ์ พ.ศ. ๒๕๒๓.
- 8 คำรำลึกของพระยามานวราชเสวี ในหนังสืออนุสรณ์ครบรอบ ๔๘ ปี พ.ศ. ๒๕๒๔, สำนักงานคณะกรรมการกฤษฎีกา.
- 9 この『逐条解説』の表紙には「1924年〔仏暦2467年（西暦1924年）〕10月」と印刷されるが、マーン侯爵の序文には1923年〔仏暦2466年（西暦1923年）〕10月1日の日付が見られる。序文の日付が正しいとすると、侯爵が正式に編纂委員に任命される以前から、既に委員会を代表する立場にあったことになるが、これは多少信じがたい。文末脚注27にもあるように、1923年10月27日にマーン侯爵が新編纂委員に任命された際、3名のフランス人もまた共に新委員に任命されたが、その目的は当時未完成であったこの『逐条解説』を完成させるためであった。こうした事情から判断して、この解説書の公開は1924年10月であったと考える方が妥当であろうと思われる。ちなみに、1925年新法典の『逐条解説』の方は、序文はもちろん、本文自体もマーン侯爵が執筆しているが、その序文の日付は法典公布日に9ヶ月ほど先立つ1925年〔仏暦2468年（西暦1926年）〕2月27日である。
- 10 香川孝三著『政尾藤吉伝 法整備支援国際協力の先駆者』信山社、2002年、184頁。
- 11 香川孝三著『政尾藤吉伝 法整備支援国際協力の先駆者』168頁で言及される「1912年債権法草案」がこれら三編に含まれていたと思われる。なお、バンコク大学の管理する「プレーヤー・ナワラーチャセーウィー侯爵文庫」の「洋書の部」（文末脚注1参照）には、この草案か、あるいはその修正版と思われる次のような冊子が登録されている：
  - ・ 217. Kingdom of Siam: draft civil and commercial code: book on obligations.

## 【文末注】

- 12 『回顧録』3頁には“Sir John Simons”と表記されている。『聴取録』40頁のタイ語表記では“เซอร์ยอน ไชมอนด์”となっている。
- 13 Herbert Henry Asquith (1852 - 1928).
- 14 Solicitor General for England and Wales.
- 15 John Allsebrook Simon, 1<sup>st</sup> Viscount Simon (1873 – 1954).
- 16 The Honourable Society of the Inner Temple.
- 17 この「ジョン・サイモン卿」なる人物につき、裏付けをとってみよう。法務次官たるサイモン卿がラピー親王に関する何らかの言及をしていれば、直接的な証拠となるのだが、残念ながらそのような言及は未だ確認されていない。しかしながら、かなり有力な状況証拠が存在する。ラピー親王の伝記であるニコン・タッサロー編著『タイ法の父 プラチャオボロムウオントー・プラオンチャオラピーパタナサック・コロムルワンラーチャブリーディレーク親王』（นิกร ทัสสโร: “พระเจ้าบรมวงศ์เธอ พระองค์เจ้ารพีพัฒนศักดิ์ กรมหลวงราชบุรีดิเรกฤทธิ์ พระบิดาแห่งกฎหมายไทย”, พ.ศ. ๒๕๔๙）によれば、1885年、当時12歳のラピー親王は、父親である国王ラーマ五世の指示によりスコットランドのエディンバラに送られて中等教育を受ける（『タイ法の父』83頁）。その後、1891年にオックスフォード大学クライスト・チャーチ・カレッジへの入学を希望するが、年齢を理由に一旦は大学側から拒否されるものの、粘り強い交渉の末に特別の許可を受けて入学を果たし、法学を学ぶことになった。「賓客待遇」を受けたのであろう。そして1894年に学士号を取得し、帰国する（86, 96頁）。一方のサイモン卿は、その自伝『追想』（John Allsebrook Simon: “Retrospect, The Memoirs of The Rt. Hon. VISCOUNT SIMON”, London, Hutchinson, 1952）によると、彼は1887年に奨学金を得て同じくスコットランドのエディンバラにあるフェッツ・カレッジ(Fettes College)に入学している（『追想』24頁）。そして1891年にはオックスフォード大学ワッドウハム・カレッジ(Wadham College, Oxford)の奨学生に選抜され（『追想』31頁）、1896年には学生の弁論団体であるオックスフォード・ユニオン・ソサイアティー(Oxford Union Society)の代表を務めるなどしており、オックスフォードの優秀な学生の中でもかなり際立った存在であったらしい。1897年にはオール・ソウルズ・カレッジ(All Souls College, Oxford)の特別研究員に選抜され、その翌年にはインナー・テンプル法曹院に入学して、1899年に法曹資格(Call to the Bar)を取得している。したがって、兩人ともほぼ同時期にまずエディンバラで、その後はオックスフォードで教育を受けており、カレッジを異にするも、オックスフォード大学の社交界で知己の縁を結ぶ機会を得た可能性はかなり濃厚であると言えよう。また、法務次官サイモン卿がインナー・テンプル法曹院出身であるという事実も、プロット・ウィチャイ青年のインナー・テンプル法曹院入学の手助けをしたというラピー親王の友人と同一人物であるとする推測を支える強力な論拠と言えよう。
- 18 そのフランス人法律家の名は「フロフェッサー・プロサーネル」（โพรเฟสเซอร์โปรเชอเนล）と表記されている（『聴取録』44頁）。
- 19 Joseph Ernest de Becker (1863 - 1929).
- 20 法務次官サイモン卿は、当時のイギリスの「知日派」に属していたようである。後に関東軍による満州国建国が国際連盟で大問題となり、日本に対して国際的非難が集中した時、サイモン卿はイギリス外務大臣として融和政策を提唱し、日本の国際連盟脱退を回避しようと務めている。このことも、サイモン卿が「親日派」に近い「知日派」であったことの状況証拠と言えよう（例えば最近の出版物では、NHK取材班編著『日本人はなぜ戦争へ向かったのか（上）』NHK出版、2011年、20–30頁）。

## 【文末注】

- 21 Sir Hugh Fraser. その不法行為に関する著作とは、‘Hugh Fraser: “A Compendium of the Law of Torts, Specially adapted for the Use of Students”, London, 1898’のことと思われる。
- 22 Ludwig Hermann Loenholm. (1889年に日本政府が招聘したドイツ人法律家。)
- 23 これは“Law concerning the registration of immovables and ordinances, and rules relating thereto, Tokyo, 1899”の間違ひではないかと思われる。
- 24 たとえば、1925年民商法典第二編中の、債務不履行に基づく損害賠償責任を規定する第215条である。これは日本民法第415条前段を採用したものだが、そこでは、「債務ノ本旨ニ從ヒタル履行」という日本民法の文言が「債務の本来の目的に従った履行」(ชำระหนี้ให้ต้องตามความประสงค์อันแท้จริงแห่งมูลหนี้)となっている。両者の英訳を比較してみると、レーンホルム訳では“perform the obligation in accordance with its real meaning”(The Civil Code of Japan”, P.94)であり、デ・ベッカー訳では“perform the obligation in accordance with the true intent and purpose of the same”(Annotated Civil Code of Japan”, Vol. II, P.25)となっている(強調は引用者による)。したがってタイ民商法第215条の文言が後者の表現により近いことは明白である。
- 25 1925年民商法典第208条第2項は、ドイツ民法第295条をモデルにしたものだが、その後段の文章は、ドイツ民法の原文では、債務履行に債権者側からの積極的な行為が必要な場合には「債務者が債権者に[履行の受領に]必要な行為をするよう催促することもまた、履行の提供と同様の効力を有する」“Dem Angebote der Leistung steht die Aufforderung an den Gläubiger gleich, die erforderliche Handlung vorzunehmen.”と規定している(強調は引用者による)。ところが1925年タイ民商法典第208条第2項では、そうした場合には「債務者は、履行の準備が全て整い、債権者の受領を待つばかりである旨を債権者に告知すれば足りる。このような場合には、債務者の告知は履行の提供と同様の効力を有する」“ลูกหนี้จะบอกกล่าวแก่เจ้าหนี้ว่าได้เตรียมการที่จะชำระหนี้ไว้พร้อมเสร็จแล้วให้เจ้าหนี้รับชำระหนี้ นั้น เจ้าหนี้ก็นับว่าเป็นการเพียงพอแล้ว ในกรณีเช่นนี้ท่านว่าคำบอกกล่าวของลูกหนี้ นั้นก็เสมอกับคำขอปฏิบัติชำระหนี้”となっていて、両者に食い違ひが生じている(強調は引用者による)。これは意図的な離反だったのか、それとも意図せず生じた「事故」であったのか。後者の解釈を裏付ける点がチュン・ファイ・ワンの英訳に見出される。その第295条の当該箇所は「債務者が債権者に対して必要な行為を実行するよう命じることは、履行の提供と同様の効果を有する」“A summons to the creditor to do the necessary act is equivalent to tender of performance”(German Civil Code”, P.67)となっており、これは明らかに不適切な用語法ないし「誤訳」と言わざるを得ない(強調は引用者による)。おそらく、マーン侯爵も当該箇所を不審に思ったのであろう。そこで、後段を前段の言い換えの形に修正することで問題を回避したのではあるまいか。その結果、ドイツ法の原文との食い違ひが生じてしまったと推測することができる。
- 26 この委員会は、先行研究(6)西澤「序説」255頁では“High Revising Committee for the Civil and Commercial Code”という英語名で言及され、その設置日は1922年6月15日という。
- 27 この時にフランス人3名が加えられたのは、彼らの草案に付された逐条解説が未完成であったため、それを完成させることが目的であったと、マーン侯爵は『1923年民商法典逐条解説』の序文で述べている。また、ギヨンを顧問としたのは、侯爵としてもなおフランスの権威に対する危惧を抱いていたからだったという(『聴取録』4頁、『回顧録』5頁)。
- 28 この点に関しては、タイにおける代表的著作(1)と(2)で見解は統一していない。チャーンチャイ『フランスの影響』は、マーン侯爵と校閲委員会との確執並びに編纂方針変更の決定を旧法典公布以前の出来事とする点で、本考察の見解と一致するが、マーン侯爵が語る「私の200条の

## 【文末注】

翻訳」には言及せず、「タイ法曹界の拒絶反応」は旧法典公布直後に生じた出来事と理解する点で、本考察の見解と異なる（チャーンチャイ『フランスの影響』67-68頁）。これに対し、まず旧法典の公布があり、それに対して「タイ法曹界の拒絶反応」が生じて「編纂方針の変更」に至ったという見解も存在する（サウェーン『法制史』改訂版234-236頁）。しかし、旧法典公布後にマーン侯爵と校閲委員会の確執が始まり、編纂方針の変更が決定されて、1925年11月11日までに新法典を再編纂したとするサウェーン『法制史』の立場は、理解しやすいが、時間が短かすぎて非現実的であるのみならず、マーン侯爵が編纂委員に任命されたのは旧法典公布以前であったこと、『1923年民商法典逐条解説』の序言をマーン侯爵が執筆している事実などと矛盾するという弱点がある。また、「200条の翻訳」と旧法典公布を区別しないチャーンチャイ『フランスの影響』の立場には、例えば“เราไม่กล้าพูด ก็ไอ้ ๒๐๐ มาตรา ของที่ผมแปลนั้นแหละครับ ส่งไปให้ขุนศาลตุลาการเขาอ่านพร้อมตัวอย่างตามที่ฝรั่งเขาทำไว้ พอศาลเขาบอกไม่เข้าใจ เจ้าหน้าที่ท่านจึงให้เราทำที่นี้พอเราทำ เราก็ใช้วิธีเลียนแบบเขา”といったマーン侯爵の発言（『聴取録』7頁）を説明できないという弱点がある（強調は引用者による）。法典公布に「起草者の書いた原文の見本を添付する」ことはあり得ないからである。

なお、1923年民商法典の廃止が規定方針であった点を補強するもう一つの状況証拠がある。それは文末脚注27でも触れた『1923年民商法典逐条解説』であって、1923年10月27日に任命された編纂委員たちが、当該法典の施行を当然の前提とし、本気でこの解説を執筆したのかを疑わせるような箇所が見られるのである。これは偶然に遭遇した例だが、債務不履行における「債権者の請求権」を規定する第二編第三章第二節第328条である。この条文は第1項で、債務者が履行遅滞に陥ったら、債権者は「特別【特定】の履行」“ชำระหนี้โดยเฉพาะเจาะจง” [1919年草案 Sec. 262 では“specific performance”] を請求できるとし、第2項でその債務が契約を原因とする場合には、法律が「解除」“เลิกสัญญา” [同じく“determination”] を規定するときを除き、契約の「取消し」（ないし「破棄」）“เพิกถอนสัญญา” [同じく“cancellation”] を請求できるとする。そして第3項では、債務不履行が原因で何らかの損害が生じた場合には、債権者は、その損害の賠償を債務者に対して請求することもできるとする。しかしながら、第2項で言及される「解除」と、「取消し」ないし「破棄」とがどのように異なるのか判然としない。[この相違は1919年草案が再発見されて初めて明らかになった。この“to determine”という表現が使用されているのは、債務法各則・契約法においてであって、賃貸借、雇用、請負、保証といった継続的契約に規定されている。つまり日本法で言う「解約」に相当する概念であって、フランス人顧問はこれを債務法総則での「解除」から用語上区別していたのである。しかしながらその後、1925年1月に公布された第三編、同年11月の第一編・第二編ではこの区別が破棄されて、同一の用語“เลิกสัญญา”が解除・解約の双方に使用されるようになる。そして“เพิกถอน”という動詞は専ら法律行為の「取消し」に利用されるようになる。とは言っても、解除・解約の概念的区別自体は、その後も第三編に継承されていると思われる。] そこで「[なお]『逐条解説』の当該箇所を見てみると、「売主甲が買主乙に馬を4月1日に引き渡す契約の場合」を挙げ、売主が4月1日に引渡しをせず、4月2日に売主の責に帰せぬ事故によって馬が死亡したときは、売主甲は損害賠償の責任を負うが、事故のために鉄道が8日間に渡り運休したために4月1日に引渡しができず、運転再開前に偶然の事故によって馬が死亡したときには、甲は乙に対してなおも代金の請求ができるとする。これは「危険責任【負担】」における債権者主義の解説であって、第328条の適用事例とは言い難い。[この点を規定する条文は、1919年草案にも1923年民商法典にも見当たらない。そのことに後から気づいたフランス人顧問たちが、この漏れを補う目

## 【文末注】

的で『逐条解説』を利用し、損害賠償請求の例外として解説したのだろうと推測される。1925年11月の第二編では、日本民法第534条ないし第536条が採用された。それが現行の第370条ないし第372条である。]

- <sup>29</sup> 1923年法典第一編・第二編の邦訳作業の過程で、著者の目に止まった実際の欠陥としては、例えば第13条と14条とが競合すること、心神喪失者（第54条－第58条）および身体または精神に障害がある者（第59条－第63条）の規定には、禁治産宣告や準禁治産宣告に相当する裁判所の命令が規定されているが、その命令の取消し（解除）に関する規定が欠けることなどである。
- <sup>30</sup> これは筆者の不注意による誤解であった。タイ社会は伝統的に仏暦を使用し、新年は西暦でいう4月1日に始まった。つまり、タイ語で言うเมษายนが正月であった。そうすると、西暦で言う1月から3月までのมกราคม, กุมภาพันธ์, มีนาคมは、年末の3ヶ月となり、仏暦と西暦との年数の差が1年少なくなる。このことを例示すると以下ようになる：

旧仏暦 ←……————— ( 2 4 6 7 ) → | ← ( 2 4 6 8 ) —————……→  
十月 十一月 十二月 一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月

## 【文末注】

西暦 ←…… (1924) → | ← (1925) →……→

この3ヶ月間のずれは、民主革命後、仏暦2480年（西暦1937年）8月1日の国会決議に基づく暦法改革によって解消され、仏暦の年数を維持しながらも、1月を正月とすることとなって、仏暦と西暦との年数の差は、一律に543年となった。

この旧暦法を考慮に入れると、これまで「謎」に思っていた数々の事項が解明される。改めて整理すると、1923年11月1日に制定された旧民法は、1925年1月1日に施行されることがその第2条で規定されていて、1年1ヶ月余の周知期間が設定されていた。この期間に、残る第三編と新第一編・第二編を起草して、これら三編を1925年1月1日に同時に公布し、1926年1月1日に同時に施行する、というのが元々の計画であったと、推測することができる。

2019年に公開された“[The Archives of the History of Thai Codification](#)”に収められた起草庁の記録によると、旧民法第一編・第二編公布後、起草庁は第三編の起草に着手し、まず“Draft of 1919, Division VII”に基づいて1924年4月頃までに“Draft April 1924”を作成し、それを更に修正・加筆・削除しつつ、第三編の最終草案を作成している。それをギヨンが次のように記述している：

“From March to December 1924, and especially after the issue of the printed Draft April 1924, a final revision of the same has been undertaken by the Department of Legislative Drafting, in permanent connection with the High Revising Committee. …” ([Roll 08-4-section-01, Vol.46/1](#))

この最終修正作業の末に完成した最終草案が“[Roll 13-4 Vol.88, Roll 08-5 Vol.47](#)”である。ところでพระยามานวราชเสวีは、1924年7月頃までその作業の指揮を執っていたようで、その後はこの任務を他の委員（おそらくหลวงสารสาสน์ประพันธ์, นายประกอบ บุญยัญฐิติの二名）に任せている（[Roll 13-5, Vol.89](#)）。พระยามานวราชเสวี自身には、上述『逐条解説』と、พระยาจินดาภิรมย์ ならびにพระยาเทพพิฑูรย์ との共著として『第一編教科書』を出版する任務があったらしい。しかもこの時期、公布されたばかりの第一編・第二編を新法典によって置換する方針が既に確定していたらしい。それが事実とすると、พระยามานวราชเสวีは、新第一編・第二編の起草作業にも着手しなければならなかったと思われる。この事情に関しては、以下のサイトを参照されたい：<http://openlegaltextbook.info/?Centennial>。

以上のような推測が正しいとすると、その後1925年1月1日に公布された旧第三編と同年11月11日に公布された新第一編・第二編は、同時並行的に編纂ないし計画されていることになるから、この旧第三編は、旧民法（พระยามานวราชเสวีの言う“Old text”）ではなくて、新民法（同じく“New text”）に属することになる。つまり、1929年の新第三編の公布は、本来全く予定されていなかった、という結論になる。

- 31 新法典の『逐条解説』を執筆したのはマーン侯爵自身であるが、その序文の日付は1925年〔仏暦2468年（西暦1926年）〕2月27日であるから、遅くともこの時点までには草案は完成していたと考えられる。したがってその後11月11日までの9ヶ月に及ぶ期間は、外部への公表などの手続きに要したのではいかと推測される。
- 32 その他にも、3.(2)で解説する「参照条文一覧表」完成の遅延も、原因の一つと考えられる。
- 33 Joseph Ernest de Becker: INDEX TO ARTICLES, in “The Principles and Practice of the Civil Code of Japan”, London, 1921, P.824 - 853. なお、先行研究(4)五十川直行「タイ民法法典の比較法的考察〈序説〉(1)」344頁。
- 34 事実、本考察で使用したリプリント版でも、第二編が終了する第452条に続いて“Sanit S.P.”とい

## 【文末注】

う署名らしき文字が印刷されている。

- 35 本文では触れなかったが、第一編総則中、第四章「法律行為」に独日両モデル法から離反する点がもう一つある。それは「代理」に関する部分が欠落していることである。なぜ、この部分を削除したのだろうか。その理由が判然としない。しかし、新第一編・第二編の編纂過程が明らかになるにつれて、その理由が次第に読み取れるようになってくる。まず1919年草案であるが、これには総則編がないことから、意思表示に関する一般原則は全て、契約の合意に関する部分に含まれていて、代理行為に関する原則も、委任契約の章に組み込まれていた。旧民商法は総則編を設けたものの、「法律行為」という項目はなく、したがって代理行為に関する原則は、委任契約中に置かれたままであった。したがって、新第一編に「法律行為」を新設する場合、第三編中の委任契約に関する部分と調整しなければならない。代理行為の一般原則に関する条項を委任契約の章から削除しておかないと、総則編との重複を生じてしまう。おそらく、この調整が不調に終わったのである。なぜそうなったのか。上記の注30で触れたように、第三編と新第一編・第二編とは同時並行的に編纂されていたようだが、พระยามานวราชเสวีは第三編中、賃貸借契約までの部分を仕上げた後、残りの部分は他の起草委員に任せている。このため、委任契約の部分をพระยามานวราชเสวี自身は担当していない。これが考えられる第一の理由である。しかし、たとえ自分自身で担当していなくても、調整は可能であったはずである。確かにそうだが、新第一編の起草作業が遅延してしまい、第三編の公布以前に総則編と委任契約の部分を調整することができなかったのではないか。新第一編と新第二編の起草作業の進捗状況を調べると、第二編の作業が優先されていて、それが完了してから、第一編の作業に取りかかったらしい。なぜかという、第一編・第二編合わせて、452条で仕上げなければならなかったかあらである。同時に編纂が進んでいた第三編は第453条から始まっている。他方、第一編と第二編を比べると、新第二編の起草作業ははるかに困難で、第二編にいくつの条文数が必要か、定かでなかったと思われる。したがって、どうしてもまず第二編を完成させなければならなかった。こうした理由から、総則編の起草を第三編の公布（1925年1月1日）以前に完了することはできず、したがって代理行為に関する部分を設け、委任契約からは重複する条文を削除するという調整作業はできなかったのである。いずれにせよ、そうした調整は、総則編と第三編（契約編）とが同時に公布できる状況でないと意味がない。たとえ調整ができたとしても、代理行為に関する原則規程を削除した形で第三編だけを公布すれば、「法の欠缺」問題を起こしかねない。こうした困難に直面したため、พระยามานวราชเสวีは総則編中に「代理行為」に関する部分を設けることを断念せざるを得なかったと思われる。総則編と委任契約との調整は、法改正という方法で事後的に達成するしかない、彼はそう考えたのではなかろうか。